

岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関すること
- 四 災害時の動物救援に関すること
- 五 県の動物愛護行政のあり方に関すること

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成し、その団体の代表者等を協議会委員とする。

- 2 協議会に会長を置き、委員の中から岐阜県健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）が指名する。
- 3 会長は、協議会の会議を主宰をする。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ健康福祉部長の指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、健康福祉部長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 健康福祉部長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、岐阜県健康福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月22日から施行する。
- 2 第3条第5項の規定にかかわらず、平成15年度に就任した委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別表

公益社団法人岐阜県獣医師会
岐阜大学応用生物科学部
岐阜県動物愛護センター
岐阜市保健所生活衛生課
岐阜県動物愛護ネットワーク会議